

〔研究ノート〕

悪逆・不睦・不義・内亂の起源と變遷

水間大輔

はじめに

第一節 悪逆

第二節 不睦

第三節 不義

第四節 内亂

結語

はじめに

『唐律疏議』名例律に、

十惡、一曰謀反、二曰謀大逆、三曰謀叛、四曰惡逆、五曰不道、六曰大不敬、七曰不孝、八曰不睦、九曰不義、十曰内亂。

とあり、唐律には「十惡」が設けられていた。これは前代の隋の開皇律を受け継いだものである。すなわち、『隋書』卷二五刑法志に、

又置十惡之條、多採後齊之制、而頗有損益。一曰謀反、二曰謀大逆、三曰謀叛、四曰惡逆、五曰不道、六曰大不敬、七曰不孝、八曰不睦、九曰不義、十曰內亂。

とあり、隋では建國初年の開皇元年（五八一年）から律に十惡が設けられ、十惡として擧げられている行爲の名稱・序列も唐律と全く同じであった。隋の文帝はもともと北周の權臣であったが、十惡については北周ではなく北齊の制度を多く採用したと記されている。北齊律については『隋書』刑法志に、

又列重罪十條、一曰反逆、二曰大逆、三曰叛、四曰降、五曰惡逆、六曰不道、七曰不敬、八曰不孝、九曰不義、十曰內亂。

とあり、「重罪十條」として「反逆」以下が列擧されている。見られる通り、隋唐律の十惡とは名稱や序列が若干異なっている。一方、北周律にも「謀反」・「大逆」・「降」・「叛」・「惡逆」・「不道」・「大不敬」・「不孝」・「不義」・「內亂」という十條があったことが知られている。¹⁾

隋唐律の十惡のうち、「謀反」・「謀大逆」・「謀叛」は罪名で、各本條で法定刑が設けられていた。それに對して、「惡逆」以下はいずれも罪名ではなく、數種の犯罪の總稱であった。以下、本稿ではこれを假に「罪目」と呼ぶこととする。

筆者は近年、十惡の惡逆以下がいつから法律に定められていたのか、またいつ罪目へ變化したのかを逐一検討してきた。²⁾ 後は惡逆・不睦・不義・內亂を残すのみとなった。これらについては關聯史料が少ないため、本稿でまとめて検討する次第である。

第一節 惡逆

『晉書』卷三〇刑法志が引く西晉・張斐「律表」の中には、法律用語の意味を逐一述べている部分があるが、その中に、

陵上僭貴謂之惡逆。

とあり、「惡逆」の意味が擧げられている。これより惡逆は、遅くとも西晉の泰始律では法律用語として存在したことになる。

張斐の定義によると、惡逆とは上を凌ぎ、貴い身分を僭稱することをいう。惡逆という語自體は古來から用いられているが、ほとんどは法律用語として用いられているわけではない。北齊律・北周律より前に關する史料では、多少なりとも法律と關聯がありそうなものとして、わずかながら以下の用例が擧げられる。

〔一〕言上官后雖幼尊貴、家族以惡逆誅滅也。〔漢書〕卷一〇〇下敍傳下應劭注

〔二〕〔梁〕竦生二男三女、長男棠及翟、長女憑及二貴人。初、馬太后選良家女、貴人與姊以選入宮、得幸於帝、生和帝。竦不勝喜、與舞陰長公主私相慶、語泄聞於竇氏。竇氏欲專名太子外家、心惡梁氏、欲毀貶之、乃誣以惡逆。詔郡縣考竦、死獄中、家屬復徙九眞。〔後漢紀〕卷一四孝和皇帝紀下永元九年條⁽³⁾

〔三〕奏御、〔曹〕節・〔王〕甫復言曰、竇氏罪深、無以爲此。上曰、雖犯惡逆、後有大德於朕。〔後漢紀〕卷二三孝靈皇帝紀上熹平元年條

〔四〕下詔曰〔中略〕故中常侍長樂太僕江京・黃門令劉安・鉤盾令陳達與故車騎將軍閭顯兄弟謀議惡逆、傾亂天下。

〔後漢書〕卷七八宦者列傳)

〔五〕 咸康中(中略)丹楊尹殷融議曰、王敦惡逆、罪不容誅、則〔刁〕協之善亦不容賞。(晉書)卷六九刁協列傳)

〔六〕 王以爲信然、謂可誘而致、乃遣景書曰(中略)得地不欲自守、聚眾不以爲強、空使身有背叛之名、家有惡逆之禍、覆宗絕嗣、自貽伊戚。(北齊書)卷三文襄帝紀武定五年條)

〔二〕では、上官皇后は幼くして昭帝の皇后となり、尊貴になったけれども、家族は「惡逆」によって誅滅されたと記されている。この事件については『漢書』卷六八霍光傳や卷九七上外戚傳上などに詳しく記されている。これらによると、燕王劉旦(昭帝の兄)、鄂邑蓋主(昭帝の姉)、左將軍の上官桀、驃騎將軍の上官安(上官桀の子、上官皇后之父)、御史大夫の桑弘羊らは共謀し、大將軍の霍光を殺害し、昭帝を退位させ、燕王を帝位につけようとした。さらに、上官桀父子は燕王を殺害し、上官桀を帝位につけようとも企んだ。しかし、これらの計畫は事前に發覺し、燕王と鄂邑蓋主は自害し、上官桀・上官安・桑弘羊らの宗族は滅ぼされたという。

すると、〔二〕でいう惡逆は、要するに霍光と燕王を殺害し、昭帝を退位させ、上官桀を帝位につけようとしたことを指すことになる。これを張斐「律表」の「陵上僭貴」と比較すると、少なくとも上官桀に限って言えば、確かに昭帝を退位させようとした點で「上を陵」ごうとしており、またみずから帝位につこうとした點では「貴を僭」しようとしたことになる。しかし、上官桀らの行爲は要するに「謀反」であって、漢では「大逆不道」として處罰されたはずである。

〔二〕では後漢の明帝のとき、梁竦の娘が貴人として後宮に入り、後の和帝を産んだ。外戚の竇氏は梁氏を憎み、梁氏が「惡逆」の罪を犯したとして誣告した。梁竦は獄死し、家族は九真郡へ徙遷刑に處された。

〔二〕でいう「悪逆」は明らかに誣告した罪の名稱として現れる。それゆえ、〔二〕によると、悪逆が罪名として律令に設けられていたようにも見える。ただし、誣告の具體的内容が史料に見えないので、いかなる行爲が悪逆にあたるのか、〔二〕から窺うことはできない。ちなみに、『後漢書』卷五六陳球列傳にも、

曹節・王甫復爭、以爲梁后家犯惡逆、別葬懿陵。

とあり、後漢の靈帝期、宦官の曹節・王甫も本件について、梁皇后の家が「悪逆」を犯したと述べている。

〔三〕は次のような事件を前提とする。後漢・靈帝の建寧元年（一六八年）、大將軍の竇武は太傅の陳蕃とともに竇太后（桓帝の皇后で、竇武の娘）へ上奏し、靈帝を退位させようとしているという冤罪を宦官からかけられ、宦官側についた軍との間で戦闘になったが、敗れて自害した。その頭部は洛陽の都亭に晒され、竇武の家族は日南郡へ徙遷刑に處され、竇太后も雲臺へ遷され、幽閉された。間もなくして竇太后は死去したが、竇太后を皇后として葬るか、貴人として葬るかをめぐって、公卿の間で論争となり、皇后として葬るべきという結論となった（以上、『後漢紀』孝靈皇帝紀上熹平元年條、『後漢書』陳球列傳、卷六九竇武列傳など參照）。以下は〔三〕へと續き、その結論は靈帝へ上奏され、宦官の曹節・王甫はそれでもなお反対したが、靈帝は、竇氏は「悪逆」を犯したけれども、朕は竇太后に大恩があるといひ、曹節・王甫は以後この問題について何もいわなかった。

靈帝は竇氏の所業を「悪逆」と呼んでいるが、竇武は靈帝を退位させ、みずから帝位につくなどしようとしていたとまで宦官側が主張していたのかはわからない。『後漢書』陳球列傳では靈帝の言葉を、

竇氏雖爲不道、而太后有德於朕、不宜降黜。

に作り、悪逆ではなく「不道」としている。また、『後漢書』卷六九竇武列傳では、

〔宋〕瑀盜發武奏（中略）因大呼曰、陳蕃・竇武奏白太后廢帝、爲大逆。

とあり、宦官の朱瑀は竇武が靈帝を退位させるよう竇太后に上奏しようとしていたことを「大逆」と呼んでいる。すると、要するに悪逆は不道に等しく、竇武らが靈帝を退位させようと企んだこと、宦官側と交戦に及んだこと全體をいうものと解される。一方、大逆は竇武らが靈帝を退位させようとしたことを指す。しかし、そもそも皇帝を退位させようとすることは謀反にあたるので、結局竇武らの行爲は大逆不道であり、それを悪逆と呼んでいることになる。

〔四〕については『後漢紀』卷一七孝安帝紀下、『後漢書』卷六孝順帝紀、卷一〇下皇后紀下などにも詳しく記されている。これらの史料に見える彼らの悪事を列挙すると、次の通りになる。

- ① 小黄門の江京は讒言や諂いによって昇進した。
- ② 中常侍の李閏・江京・樊豐、黄門令の劉安、鉤盾令の陳達、安帝の乳母野王君王聖、聖の娘伯榮は内外を煽動し、競って人々を虐げた。
- ③ 宮人の李氏が安帝の子劉保を生むと、閻皇后は李氏を毒殺した。王聖・江京・樊豐は劉保に對し、劉保の乳母王男、廚監の邴吉が李氏を殺害したと吹き込んだ。
- ④ 大將軍の耿寶と、閻皇后の兄で大鴻臚の閻顯は互いに徒黨を組み、太尉の楊震を冤罪によって自害へ追い込んだ。
- ⑤ 閻皇后・耿寶・閻顯・樊豐・江京・王聖らは、劉保のことを讒言して皇太子の地位から下ろし、濟陰王へ格下げさせた。
- ⑥ 閻顯らは耿寶の權勢を恐れ、また朝廷における權勢を獨占するため、耿寶とその一派が「大不道」（大逆不道の略稱であろう）を犯したとして肅清した。

安帝が死去すると、閻太后らは幼少の北郷侯劉懿を帝位につけたが、北郷侯は即位後わずか二百日餘りで死去した。その後、中黃門の孫程ら一九人が江京・劉安・陳達らを斬殺し、濟陰王を皇帝に即位させた（順帝）。順帝は閻顯らを處刑し、閻太后は離宮に遷された。

以上の①～⑥の所業が〔四〕において悪逆と呼ばれていると考えられる。しかも、『後漢紀』卷一七孝安帝紀延光四年條に、

辛巳、封孫程・王國等十九人爲列侯、司空劉授以阿附惡逆免。

とあり、順帝の即位後、孫程ら一九人は閻氏らを討伐した功績により、列侯に封じられる一方で、司空の劉授は「惡逆」に迎合したとして、罷免された。ここでいう惡逆も閻氏らの所業を指すのであろう。また〔三〕において、公卿らが竇太后を皇后として葬るべきという結論を出した後、太尉の李咸は靈帝へ上書し、その中で〔四〕の事件を過去の例として引用している。すなわち、『後漢書』卷五六陳球列傳に、

李咸乃詣闕上疏曰、臣伏惟章德皇后虐害恭懷、安思閻后家犯惡逆、而和帝無異葬之議、順朝無貶降之文。

とあり、閻皇后の家が「惡逆」を犯したと述べている。これも①～⑥などの所業を指すのであろう。しかし、①～⑥は總じていえば、「上を陵」ぐ行爲といえようが、「貴を僭」しているわけではない。

〔五〕では東晉・成帝の咸康年間（三三五～三四二年）、丹楊尹の殷融は、かつて王敦が犯した罪を「惡逆」と呼んでいる。東晉の大將軍王敦は朝廷での專横が甚だしく、元帝の永昌元年（三三二年）には武昌で擧兵し、首都の建康を攻撃した。元帝は敗れ、やむなく王敦を丞相に任命した。同年に元帝が死去し、子の明帝が即位すると、太寧二年（三三四年）に王敦は病床にありながら再び反亂を起こし、建康を攻撃させたが、敗れて病死し、その勢力は朝廷によって鎮壓された（晉書 卷六中宗元帝紀・肅宗明帝紀、卷九八王敦列傳など参照）。

以上が王敦の亂の顛末であるが、王敦は要するに二度反亂を起こしている。一度目は元帝が信任する鎮北將軍の劉隗、及び尚書令・金紫光祿大夫の刁協を討伐することを名目としていたが、二度目はあわよくば帝位の篡奪も目論んでいたようである。『晉書』卷九八王敦列傳に、

敦謂羊鑒及子應曰、我亡後、應便即位、先立朝廷百官、然後乃營葬事。

とあり、王敦は死去する前に、羊鑒と王敦の養子王應に對し、王敦が死去した後、王應がすぐ皇帝に即位し、先に朝廷・百官を揃え、その後王敦の葬儀を行うよういつている。すると、王敦の行爲はまさに「上を陵ぎ貴を僭す」るものであつて、惡逆の定義にあてはまる。ただし、同じく王敦列傳に、

帝大怒、下詔曰（中略）今親率六軍、以誅大逆。

とあるのによると、明帝は詔の中で王敦の行爲を大逆と呼んでいる。

〔六〕は東魏の孝靜帝のとき、權臣の高澄が侯景に對して送つた書簡である。侯景は高澄の父高歡に臣従していたが、武定五年（五四七年）に高歡が死去すると東魏から離反し、豫州など十三州を率いて南朝梁側に寝返つた。高澄は侯景を説得するため、侯景に書簡を送つたが、その中に「空使身有背叛之名、家有惡逆之禍、覆宗絕嗣」とあり、侯景みずからは東魏から離反したという惡名を被り、家族は「惡逆」による慘禍に遭い、宗族は滅ぼされ、嗣子は斷絶した、と高澄は述べている。ここでいう惡逆とは、侯景が離反したことを指すのであろう。漢律・唐律に見られる通り、國家から離反して敵政權側につけば、殘された家族を處刑すると定められていた。⁽⁶⁾ 侯景の行爲は單なる離反・反逆であつて、「上を陵」いだとまではいえず、また「貴を僭」しているわけでもない。よつて、「律表」の定義には全くあてはまらない。確かに、侯景は南朝梁で反亂を起こして建康を陥落させ、武帝を監禁し、後にはみずから帝位につく。これはまさに「律表」のいう惡逆の定義にあてはまるが、これはまた後の話である。

以上、悪逆が「律表」の「陵上僭貴」にあてはまるのは、わずかに「二」と「五」のみである。しかも、「二」と「五」も含め、右の事例のほとんどは謀反など、大逆不道にあたる行爲である。中でも、「三」では悪逆があたかも大逆あるいは不道の別名として用いられているごとくである。このように、悪逆は大逆不道と重複し、果して悪逆という概念が必要であったのか、甚だ疑問に感じざるをえない。大逆が漢代以降、「逆」・「逆亂」・「暴逆」・「誅逆」・「悖逆」・「醜逆」などとも表現された通り、悪逆も大逆の別名であったのではあるまいか。

すると、「律表」の悪逆に對する定義は、必ずしも正確ではなかったということになる。その理由は明らかでないが、あるいは本來律令上の悪逆は「陵上僭貴」という意味であったが、悪逆と大逆に分類する實益がないため、悪逆は事實上大逆の別名として用いられるようになったのかもしれない。

いずれにせよ、北朝では遅くとも北周律・北齊律の制定により、悪逆は「十條」あるいは「重罪十條」の一つとして位置づけられた。北齊律の「重罪十條」は隋唐律の「十惡」の起源であり、また北周律の「十條」もこれらと似ているので、北周律・北齊律の制定と同時に、あるいはそれ以前に、悪逆は罪目の一つとなったに違いない。それまで悪逆は大逆と混同されていたが、大逆は反逆・大逆・謀反などとして扱われるようになった。そして、『唐律疏議』名例律「十惡」條注に、

謂毆及謀殺祖父母・父母、殺伯叔父母・姑・兄姊・外祖父母・夫・夫之祖父母父母。

とあり、悪逆はもっぱら目上の親族を毆つたり、殺そうと謀つたり、殺害することを指すようになった。

北周律における悪逆の處罰について、『隋書』刑法志には、

凡惡逆、肆之三日。

とあり、悪逆の罪を犯した場合、處刑後の屍體を三日間晒すとされている。これによると、悪逆の罪は全て死刑に

處されたごとくであるが、その一方で『隋書』刑法志には、

盜賊及謀反・大逆・降・叛・惡逆罪當流者、皆甄一房配爲雜戶。

とあり、惡逆でも流刑に處される場合もあつたごとくである。これも惡逆が罪目であつたことを裏づけている。

それでは、惡逆は具體的にいつ罪目と化したのであろうか。〔六〕は東魏の事例であり、そこでも惡逆が大逆とほぼ同じ意味で用いられているので、少なくとも北朝では東西分裂期に罪目化されたことになる。しかし、東魏・北齊と西魏・北周は對立關係にあり、一方が他方の法律を模倣したとは考えがたい。

そこで注目されるのは南朝の狀況である。『隋書』刑法志には南朝陳律について、

若緝紳之族、犯虧名教、不孝及内亂者、發詔棄之、終身不齒。士人爲婚者、許妻家奪之。其獲賊帥及士人惡逆、免死付治、聽將妻入役、爲年數。

とあり、「不孝」・「内亂」とともに「惡逆」が見える。第四節で検討する通り、内亂は罪目としてのみ存在しうる。その内亂とともに列擧されていることからすると、ここでいう不孝と惡逆は罪目としか考えられない。

東晉及び南朝宋・齊では、基本的に西晉の泰始律がそのまま用いられた。しかし、梁の天監二年（五〇三年）と陳の永定元年（五五七年）に律の編纂が行われた。『隋書』刑法志には、

於是稍求得梁時明法吏、令與尚書刪定郎范泉、參定律令。又勅尚書僕射沈欽・吏部尚書徐陵・兼尚書左丞宗元饒・兼尚書左丞賀朗參知其事、制律三十卷、令律四十卷。採酌前代、條流冗雜、綱目雖多、博而非要。（中略）自餘篇目條綱、輕重簡繁、一用梁法。

とあり、陳律は梁律を斟酌・踏襲して編纂されたという。あるいは、陳律の惡逆は梁律を繼承したもので、惡逆の罪目化は梁に遡るのかもしれない。

一方、北周律が制定されたのは保定三年（五六三年）、北齊律は河清三年（五六四年）であつて、南朝梁律・陳律の制定よりも後のことである。すると、むしろ南朝が東西分裂後の北朝に影響を與え、北齊律・北周律制定時に悪逆が罪目化したとも考えられる。

第二節 不睦

「不睦」は北周律・北齊律の「十條」に見えず、隋の開皇律に至つて初めて十惡の一つとされ、唐律にも受け継がれた。『唐律疏議』名例律「十惡」條注では不睦について、

謂謀殺及賣總麻以上親、毆告夫及大功以上尊長・小功尊屬。

とあり、一定範圍内の親族を殺そうと謀つたり、その人身を賣る、毆る、告することとされている。不睦とは本來「睦まじくない」ことであるが、唐律でいう不睦は總じていえば、親族間で危害を加え合うほど睦まじくない行爲といえよう。律疏でも不睦について、

睦者、親也。此條之内、皆是親族相犯、爲九族不相叶睦、故曰不睦。

と説明されている。

不睦という語自體は、例えば『春秋左氏傳』昭公七年に、

晉大夫言於范獻子曰（中略）兄弟之不睦、於是乎不弔。

とあるように、親族間の關係に對して使われる場合もあれば、同書文公七年に、

晉卻缺言於趙宣子曰、日衛不睦、故取其地。今已睦矣、可以歸之。

とあり、國家間の關係に用いられることもある。しかし、これらは法律用語として用いられているわけではない。

法律と多少なりとも關聯がありそうな用例を、以下に列擧する。

〔七〕〔陳〕 輿字顯初、拜散騎侍郎・洛陽令、遷黃門侍郎、歷將校左軍・大司農・侍中。坐與叔父不睦、出爲河內太守。〔晉書〕卷三五陳騫列傳)

〔八〕 演之子睦、至黃門郎・通直散騎常侍。世祖大明初、坐要引上左右俞欣之訪評殿省内事、又與弟西陽王文學勃忿闕不睦、坐徙始興郡、勃免官禁錮。〔宋書〕卷六三沈演之列傳)

〔九〕 有民張元預、與從父弟思蘭不睦、丞・尉請加嚴法。茂曰、元預兄弟本相憎疾、又坐得罪、彌益其忿。非化民之意也。於是遣縣中耆舊更往敦諭、道路不絕。元預等各生感悔、詣縣頓首請罪。茂曉之以義、遂相親睦、稱爲友悌。〔隋書〕卷六六郎茂列傳)

〔七〕では西晉のとき、陳輿は中央の官職を歴任してきたが、あるとき叔父との「不睦」が罪に問われ、地方へ追いやられて河内太守となったと記されている。

〔八〕では南朝宋の孝武帝のとき、黃門郎・通直散騎常侍の沈睦は、孝武帝の側近俞欣之を引き留め、殿省内でそのことを尋ねたり批評したりしたこと、また西陽王の文學沈勃（沈睦の弟）と甚だ「不睦」であることから、罪に問われて始興郡へ徙遷刑に處され、沈勃も免官のうえ「禁錮」となった。

〔九〕では北周の靜帝期、張元預という民がおり、從父弟の張思蘭と「不睦」であったため、現地の丞・尉は嚴罰に處するよう衛國令の郎茂に願ひ出た。しかし郎茂は、張元預兄弟はもとから憎み合っていたので、これによってまた罪に問われたとすると、さらに彼らの憤怒を増すだけであつて、民を教化することにはならないと回答し

た。そこで、郎茂は縣中の年寄りや昔馴染みを派遣し、張元預兄弟を何度も諭させた。張元預らは二人とも感じ悟り、縣へ出頭し、自分たちを罪に問うよう願ひ出た。

以上の三件を見ると、隋より前の不睦について、次のようなことが知られる。

第一に、不睦は親族間のみで成立する。「七」では甥と叔父、「八」では兄と弟、「九」では従父兄と従父弟の間で不睦が罪に問われている。ちなみに、『唐律疏議』名例律「十惡」條疏でも不睦について、

此條之内皆是親族相犯、爲九族不相叶睦、故曰不睦。

と記されている。

第二に、不睦に親族間の上下關係はなさそうである。「七」では叔父も不睦に問われたのかは不明であるが、「八」では甥・叔父ともに處罰されている。「九」では當初従父兄のみの處罰が問題となっているようにも讀めるが、結果としては従父兄と従父弟の二人が自分たちを罪に問うよう願ひ出ている。

第三に、不睦は官民を問わず成立する。「七」の陳輿、「八」の沈睦と沈勃は官吏であるが、「九」のうち少なくとも張元預は民である。

第四に、不睦とは文字通り睦まじくないことを指すごとくである。以上の三件ではいずれも「不睦」とあるだけで、彼らの間で具體的にいかなる行爲がなされたのかは一切記されていない。

第五に、不睦は當事者の「告」を必要とせず成立するごとくある。別稿で検討した通り、秦漢魏晉南北朝では父母が子の不孝を告することを、不孝罪の成立要件の一つとしていた。⁸⁾しかし、少なくとも以上の三件では、當事者の意思とは關係なしに、不睦の罪に問われているごとくである。

第六に、不睦に對する處罰はそれほど重くなかったようである。「八」の沈勃は免官のうえ「禁錮」に處されて

いる。禁錮とは官吏の身分を剥奪し、士人の籍から抹消し、自宅で謹慎させ、吉凶慶弔の禮を禁止する刑罰であつて、家族の嫁娶を禁止し、後祀斷絶の脅威を與えるものであつた。⁽⁹⁾しかし、實際には禁錮に處されても後に免除され、さらには官界へ復歸する者もあつた。⁽¹⁰⁾〔八〕は南朝宋・孝武帝の大明年間（四五七～四六四年）の初め頃に起つたことであるが、沈勃は早くも明帝の泰始年間（四六五～四七一年）に太子右衛率となつてゐる。

一方、沈睦は徙遷刑に處されている。徙遷刑は本來死罪を犯したが、特別に減刑された場合に適用される刑罰である。⁽¹¹⁾それゆえ、沈睦が犯した罪は本來死罪であつたことになるが、そもそも沈睦は二つの罪を犯している。少なくとも秦・漢及び唐においては、複数の罪を犯した場合、それらの法定刑の中で最も重いもののみを適用するといふ原則があつた。⁽¹²⁾兩時代に挟まれた魏晉南北朝期においても同様であつたと考えられる。沈睦は兪欣之から殿省内でのことを聞き出したり、それについて批評をしたりしているが、そもそも省中での會話を外部へ漏洩するのは犯罪であつた。しかも、沈睦は省中でのことに對して批評を加えており、これも皇帝を誹謗するものと受けとめられた可能性がある。すると、徙遷刑はこれらの罪によつて適用されたのであつて、不睦は大した罪にならなかつたのではなからうか。

さらに、「七」に至つては、侍中から河内太守に左遷されるに留まり、實刑は適用されなかつたこととくである。

以上の六つこそ明らかになつたものの、やはり不睦については史料が少なく、詳細はこととわからない。當時の不睦も不孝・大不敬・不敬などと同様、罪目ではなく罪名であつたらしいことはわかるが、適用に際して具體的にいかなる基準があつたのかは明らかでない。あるいは、律の條文で定められていたり、先例があつたのかもしれないが、「不道無正法」のごとく、官吏や皇帝が逐一判斷したのかもしれない。

第三節 不義

『唐律疏議』名例律「十惡」條注では「不義」について、

謂殺本屬府主・刺史・縣令・見受業師、吏卒殺本部五品以上官長、及聞夫喪匿不舉哀、若作樂、釋服從吉及改嫁。

とあり、みずからが屬する府主・刺史・縣令、及び現在師事している師を殺したり、吏・卒がみずから所屬する五品以上の官長を殺したり、妻が夫の死を聞いていながら、それを匿して聲をあげて哭かなかつたり、夫の喪中に音樂を演奏したり、喪服を脱いで慶事の服を着たり、他の男子へ嫁ぐ行爲が不義にあたると説明されている。

不義は、遅くとも北周律・北齊律には罪目として設けられていたことであるが、それより前において罪目あるいは罪名として用いられていると見られる例はなく、單に犯罪一般や不正な行爲を指す語として現れるに過ぎない。例えば、『後漢書』卷四八爰延列傳には、

武帝與倖臣李延年・韓嫣同臥起、尊爵重賜、情欲無厭。遂生驕淫之心、行不義之事。卒延年被戮、嫣伏其辜。とあり、前漢の武帝の寵臣李延年と韓嫣は「不義」のこゝをを行い、處罰されたと記されている。李延年は宦官で、本人が悪事をはたらいたことは文献に記されていないが、『漢書』卷九三佞幸傳に、

久之、延年弟季與中人亂、出入驕恣。及李夫人卒後、其愛弛、上遂誅延年兄弟宗族。とあり、弟の李季が宮女と姦通し、勝手に後宮へ出入りするようになったとされている。また、韓嫣については同じく佞幸傳に、

武帝爲膠東王時、嫣與上學書相愛。(中略)嫣侍、出入永巷不禁、以姦聞皇太后。太后怒、使使賜嫣死。上爲

謝、終不能得、媽遂死。

とあり、韓嫣は武帝が膠東王のときからのつき合いで、武帝の側に常に侍っていたため、後宮へ出入りすることも禁止されていなかった。しかし、韓嫣が宮女と姦通しているという噂が皇太后に報告されると、皇太后は武帝の反對を押し切って、韓嫣に自害を命じている。

こうして見ると、當時の「不義」はあたかも今日の日本語でいう「不義密通」の意として用いられていることくであるが、必ずしもそうではない。すなわち、『後漢書』卷七六循吏列傳には、

〔仇〕覽初到亭、人有陳元者、獨與母居、而母詣覽告元不孝。覽驚曰、吾近日過舍、廬落整頓、耕耘以時。此非惡人、當是教化未及至耳。母守寡養孤、苦身投老、柰何肆忿於一朝、欲致子以不義乎。

とあり、蒲亭長の仇覽は、陳元という者の母が陳元の不孝を告したことを受け、「どうしてたった一朝の憤怒にまかせ、子に不義の汚名を着せようとするのか」と陳元の母を諭している。ここでは明らかに事實上不孝罪が「不義」と呼ばれている。

第四節 内亂

「内亂」という語は前近代中國の文獻においても、一般には國內で起こった反亂を指す。例えば、『史記』卷六六伍子胥列傳に、

會吳王久留楚求昭王、而闔廬弟夫概乃亡歸、自立爲王。闔廬聞之、乃釋楚而歸、擊其弟夫概。夫概敗走、遂奔楚。楚昭王見吳有内亂、乃復入郢。

とある通りである。

しかし、唐律でいう内亂は全く異なる意味で用いられている。『唐律疏議』名例律「十惡」條注では内亂について、

謂姦小功以上親・父祖妾及與和者。

とあり、一定範圍内の親族の間で姦通すること、要するに近親相姦を指す。この場合、「内亂」の「内」は親族内、「亂」は性的關係が亂れることをいうのである。

法律に關係のない文獻の記載において、後者の意味で内亂という語が用いられている例もわずかながら見える。例えば、前漢・劉向『列女傳』卷七に、

文姜者、齊侯之女、魯桓公之夫人也。内亂其兄齊襄公。

とあり、春秋時代、齊の釐公の娘文姜は魯の桓公に嫁いたが、兄の齊の襄公とは近親相姦の關係にあった。それが「内亂」と表現されている。

しかし、南北朝末期に至るまでは、律令はもちろんのこと、法律に多少なりとも關聯のありそうな史料においても、内亂が近親相姦を示す罪名あるいは罪目として用いられている例は見えない。内亂が罪目として現れるのは、北朝では北周律・北齊律、南朝では陳律である。前掲の通り、『隋書』刑法志には陳律について「若緡紳之族、犯虧名教、不孝及内亂者、發詔棄之、終身不齒」とある。

ただし、北周律・北齊律・陳律より前に内亂が法律用語として用いられていた例がないだけであって、近親相姦自體が罪に問われていなかったわけではない。

(一〇) 同母異父相與奸、可(何)論。棄市。(睡虎地秦簡「法律答問」第一七二簡)¹³

〔二一〕●廿六年十二月戊寅以來、禁母敢謂母之後夫段（假）父。不同父者、母敢相仁（認）爲兄・姊・弟。犯令者、耐隸臣妾、而母得相爲夫妻。相爲夫妻、及相與奸者、皆黥爲城旦舂。（嶽麓書院藏秦簡「秦律令（壹）」第一簡・二簡）^{〔14〕}

〔二二〕同産相與奸、若取（娶）以爲妻、及所取（娶）、皆棄市。（張家山漢簡二年律令「裸律」第一九一簡）^{〔15〕}

〔二三〕漢律、淫季父之妻曰報。（『春秋左氏傳』宣公三年杜預注）

〔二四〕重姦伯叔母之令、棄市。（『晉書』卷三〇刑法志）

〔二〇〕では同母異父の兄弟姉妹が姦通した場合、棄市に處すると説明されている。睡虎地秦簡が出土した睡虎地第一一號墓の被葬者は、始皇帝が六國を統一して間もなく死去し、埋葬されたと考えられているが、副葬された竹簡のうち、少なくとも法律關聯文書の内容は統一後のものを含まないとされている。

〔二一〕は始皇二十六年（紀元前二二二年）に始皇帝が下した詔を、後に引用しているものと見られる。これによると、父を同じくしない兄弟姉妹が互いに夫妻となったり、姦通した場合、黥城旦舂に處すると定められている。つまり、〔二〇〕の戰國時代の法律では棄市に處されていたが、始皇二十六年に詔が下され、法定刑が黥城旦舂に引き下げられたのであろう。それはおそらく、「同産」すなわち父を同じくする兄弟姉妹の場合と區別するためであったと考えられる。次の〔二二〕では同産が姦通した場合、もしくは娶って妻とした場合、棄市に處すると定められている。〔二二〕の二年律令は前漢初期の呂后二年（紀元前一八六年）の律令を内容とするが、これは秦から受け継がれたものであろう。秦では、戰國時代までは少なくとも兄弟姉妹どうしの姦通を同産と非同産に區別せず、一律に棄市に處していたが、始皇二十六年以降は兩者を區別し、それが漢にも受け継がれたということではなから

うか。

〔一三〕によると、漢律では季父の妻と姦淫することを「報」という。これは、あるいは漢律の條文そのものではなく、律に對して附された注かもしれない。いずれにせよ、漢律では兄弟姉妹のみならず、季父の妻との姦通も處罰の對象とされていたごとくである。

〔一四〕は泰始律制定によつて、それまでの法律とどこが變つたのかを述べた部分である。これによると、伯母あるいは叔母と姦通する罪を重くし、法定刑を棄市にしたとされている。ということは、それ以前においても、伯母・叔母と姦通する罪が設けられており、法定刑は棄市よりも輕かつたことになる。

隋より前の近親相姦に關する法律は、わずか〔一〇〕〔一四〕が見えるのみであるが、統一秦以降は少なくとも同産と非同産で法定刑が區別され、漢代以降は季父の妻や伯母・叔母との姦通を處罰する規定が設けられていた。おそらく、それら以外の親族間の姦通を處罰する規定は他にもあつたことであろう。⁽¹⁶⁾ いずれにせよ、同じく近親相姦の中でも、親疎の別によつて法定刑が區別されており、親族關係が近ければ近いほど、重く處罰されたと考えられる。唐律の内亂は小功以上の親族、父・祖父の妾と姦通した場合をいう。『唐律疏議』雜律に、

諸姦總麻以上親及總麻以上親之妻若妻前夫之女及同母異父姊妹者、徒三年。強者、流二千里。折傷者、絞。妾減一等。

諸姦從祖祖母姑・從祖伯叔母姑・從父姊妹・從母及兄弟妻・兄弟子妻者、流二千里。強者、絞。

諸姦父祖妾・伯叔母・姑・姊妹・子孫之婦・兄弟之女者、絞。即姦父祖所幸婢、減二等。

とあり、唐律では内亂に含まれる罪であっても、親族關係などに應じて徒三年、絞に處される。隋より前においても、これほど親族關係が複雑に區別されていたかはともかく、それなりに親族關係に應じて處罰が區別されていた

と考えられる。

すると、ここで必然的に知られることは、「内亂」という語は罪名ではありえず、罪目としてしか存在しえなかったということである。假に内亂が罪名とすれば、法定刑が一つしかないことになり、親疎の別に應じて刑罰を區別することができなくなってしまう。それゆえ、南朝陳律の「内亂」も罪目としか考えられない。隋唐律の十惡の起源となった北齊律についてはいうまでもなく、また北周律も同様であった可能性が高い。

結 語

隋より前の惡逆・不睦・不義・内亂については關聯史料が極めて少ないが、本稿では史料上可能な限り検討し、いくつかの點を明らかにすることができた。筆者は本稿をもって、隋唐律の十惡のうち、罪目の起源について全て検討し終えたことになる。これまでの検討結果を踏まえたうえで、別稿にて最終的な結論を提示することとした。

注

- (1) 内田吟風『北アジア史研究 鮮卑柔然突厥篇』(同朋舎、一九七五年)二六一・二六二頁(一九四九年原載)参照。
- (2) 拙稿「秦漢律における不孝罪の成立要件と父母の「告」」(『中央學院大學法學論叢』第三三卷第一號、二〇一九年)、「漢律令「大不敬」考」(『中央學院大學法學論叢』第三三卷第二號、二〇二〇年)、「漢律令「不敬」考」(『中央學院大學法學論叢』第三四卷第一號、二〇二〇年)、「獄籠書院藏秦簡「秦律令(貳)」第二〇八簡と不孝罪」(『中央學院大學法學論叢』第三四卷第一號、二〇二〇年)、「秦漢律令において「不孝」とされる行爲」(『史滴』第四二號、二〇二〇年)、「魏晉南朝の不孝罪」(『中央學院大學法學論叢』第三四卷第二號、二〇二一年)、「漢律令における「惑眾」の成

- 立要件」〔中央學院大學法學論叢〕第三四卷第二號、二〇二二年〕、「五胡十六國及び北朝の不孝罪」〔中央學院大學法學論叢〕第三五卷第一號、二〇二二年〕、「秦律令における犯罪と父母の通報義務——嶽麓書院藏秦簡「秦律令」より見た——」〔中央學院大學法學論叢〕第三五卷第一號、二〇二二年〕、「魏晉南北朝的不敬罪」〔王沛・黃海編「出土文獻與法律史研究」第一〇輯、法律出版社、二〇二二年〕、「漢律令において「不道」とされる行爲と處罰」〔史滴〕第四三號、二〇二二年〕、「魏晉南北朝の不道罪」〔中央學院大學法學論叢〕第三五卷第二號、二〇二二年〕 参照。
- (3) 『後漢書』卷三四梁統列傳にも(二)とほぼ同じ記述が見える。
- (4) 「三」の『後漢紀』では「後有大德於朕」に作るが、『後漢書』卷六九竇武列傳では「太后有德於朕」に作る。『後漢紀』は「太后」の「后」と記すべきところを「後」に誤ったのであろう。
- (5) 司空の劉授が悪逆に阿附したことによって罷免されたことは、『後漢書』卷六孝順帝紀延光四年條李賢注が引く『東觀記』にも「以阿附惡逆、辟召非其人、策罷」と記されている。
- (6) 漢初の張家山漢簡二年律令「賊律」に「以城邑亭鄣反降諸侯、及守乘城亭鄣、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之、若降之、及謀反者、皆要斬。其父母・妻子・同產無少長皆棄市」(第一簡・二簡)、『唐律疏議』賊盜律に「諸謀叛者、絞。已上道者、皆斬。妻子流二千里。若率部眾百人以上、父母・妻子流三千里。所率雖不滿百人、以故爲害者、以百人以上論」とある。「謀叛」とは『唐律疏議』名例律「十惡」條の「謀叛」に對する注に「謂謀背國從僞」とあり、國に背き、僞政權の側へ寝返ろうと謀ることである。
- (7) 拙稿「漢律令において「不道」とされる行爲と處罰」、「魏晉南北朝の不道罪」 参照。
- (8) 拙稿「秦漢律における不孝罪の成立要件と父母の「告」」、「魏晉南朝の不孝罪」、「五胡十六國及び北朝の不孝罪」 参照。
- (9) 若江賢三「傳統中國における禁錮」(同氏『秦漢律と文帝の刑法改革の研究』汲古書院、二〇一五年。一九九一年原載) 参照。
- (10) 例えば、『晉書』卷四三王戎列傳に「(王衍) 女爲愍懷太子妃、太子爲賈后所誣。衍懼禍、自表離婚。賈后既廢、有司奏衍曰(中略) 可禁錮終身。從之。(中略) 及(司馬) 倫誅、拜河南尹、轉尚書、又爲中書令」とあり、西晉の惠帝

期、尚書令の王衍は罪に問われて「禁錮終身」に處されたが、後に河南尹に任命され、尚書さらには中書令へ轉任している。

- (11) 辻正博『唐宋時代刑罰制度の研究』（京都大學學術出版會、二〇一〇年）二二～二四頁（二〇〇六年原載）参照。
- (12) 堀毅「唐律溯源攷——以秦律中「二人有數罪」の規定爲中心所作的攷察」（同氏『秦漢法制史論攷』法律出版社、一九八八年。一九八四年原載）、拙稿「張家山漢簡「二年律令」刑法雜考——睡虎地秦簡出土以降の秦漢刑法研究の再検討——」（『中國出土資料研究』第六號、二〇〇二年）参照。
- (13) 睡虎地秦簡の簡番號・釋文は陳偉編『秦簡牘合集 釋文注釋修訂本（壹）』（武漢大學出版社、二〇一六年）によつた。

(14) 嶽麓書院藏秦簡「秦律令（壹）」の簡番號・釋文は陳松長編『嶽麓書院藏秦簡（肆）』（上海辭書出版社、二〇一五年）によつた。

(15) 張家山漢簡の簡番號・釋文は彭浩ほか編『二年律令與秦讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七年）によつた。

(16) 二〇一八年、湖北省荊州市荊州區の胡家草場第一二號墓より漢簡が出土した。その中には律令の條文集が含まれており、年代は前漢の文帝十六年（紀元前一六四年）を上限とする。その中に含まれている「復律」には、父系家族内における不正當な兩性關係について定められており、復律は事實上唐律の「内亂」の起源であるという。曹旅寧「中國律令法系的初歩形成與發達——論荊州胡家草場一二號漢墓所出漢律令名及相關問題」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心ホームページ、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/4562>、二〇二〇年）参照。

〔附記〕 本稿は科學研究費補助金（基盤研究C）「中國漢魏晉南北朝期の刑罰法規における不道・不敬・不孝などの罪目に対する研究」（課題番號18K01223）による研究成果の一部である。